(書式2-1-2-2)

事業譲渡に反対する株主からの株式買取請求通知書

通知書

前略

私は、貴社の株式〇〇株を有する株主です。

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の貴社臨時株主総会において、第〇〇号議案「事業譲渡の件」が可決され、△△△△株式会社に対し、貴社の事業部門のうち重要な○○部門の事業を譲渡することになりました。

私は、上記株主総会に先立ち、平成〇〇年〇〇月〇〇日付通知書をもって、上記議案に反対の意思を通知し、かつ、同株主総会に

おいても反対いたしました。

よって、私の有する上記〇〇株につき、 上記事業譲渡決議がなかったら有したであろう公正な価格での買取を請求いたします。 以上のとおりご通知致します。

草々

平成○○年○○月○○日

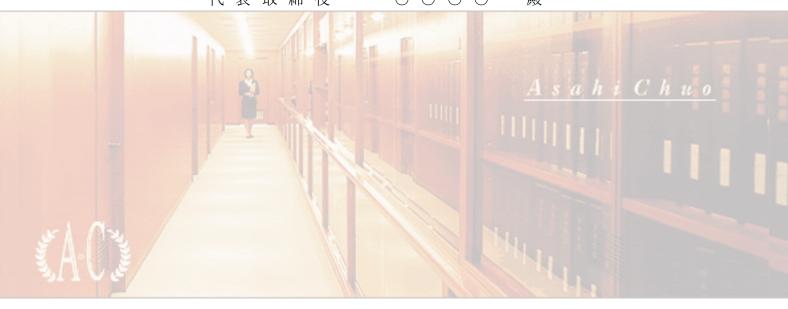
○○市○○町○丁目○○番○○号

0 0 0 0

○○市○○町○丁目○○番○○号

○○○休式会社

代表取締役 ○○○ 殿



(事業譲渡等の特別決議)

会社法第467条第1項各号では、株主総会の特別決議を要する場合として、 会社が事業の全部または重要な一部を他に譲渡する場合等(同項第1号、第 2号)のほか、他の会社の事業の全部を譲り受ける場合(同項第3号)等を 定めている。

株主総会における事業譲渡等の承認決議は、総株主の議決権の過半数または 定款に定めた議決権の数(定款で3分の1以上の割合を定めた場合はその割 合)を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上(定款でこれを上回 る割合を定めた場合にはその割合)にあたる多数の賛成により決議をするこ とを要する(同法第467条第1項、第309条第2項)。

これは事業譲渡等が、単なる個別財産の移転でなく、一定の目的のために組織的有機的に構成された財産の移転であり、会社の事業や財産に重要な影響を与えるもので、特に株主の承認を得る必要があるからである。

(反対株主の株式買取請求権)

事業譲渡等は、会社の事業や財産に重大な影響を与えるものであり、自身の 経営判断によりこれに反対する株主を保護する必要性も否定できない。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議が無かったら有したであろう公正な価格をもって買取ることを請求する権利が認められている(会社法第469条第1項)。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、当該事業譲渡の承認に株主総会決議を要する場合、株主総会に先立ち、事業譲渡等に反対する意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない(同条第2項第1号イ)。